消去禁止命令申立書

（X-IPアドレス用）

令和●年●月●日

東京地方裁判所●部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

消去禁止命令申立事件

当事者の表示 別紙当事者目録に記載

手続規則4条2項に係る事件 東京地方裁判所令和●年（発チ）第●号

1. 申立ての趣旨

　相手方は、本案の発信者情報開示命令事件（当該事件に係る申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）に対して異議の訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

との裁判を求める。

1. 申立ての原因
	1. 消去禁止命令の申立ての原因
		1. 本案係属要件

　本件申立に先立ち、申立人は、相手方に対し、上記、発信者情報開示命令の申立てをした。

* + 1. 必要性要件

　本件アカウントは●月●日以降に新規の投稿をしておらず、同日以降のログイン時IPアドレスの記録はない可能性が高い。

　しかるに、相手方のIPアドレスのログ保存期間は２か月程度であり、本案の発信者情報開示命令事件の認容決定時には、相手方の通信記録は削除されている可能性がある。

* + 1. 小括

　そのため、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要」（法１６条１項）がある。

* 1. 結論

　そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律１６条１項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、消去禁止命令を申し立てる。

以上

証拠方法

証拠説明書に記載

附属書類[[1]](#footnote-1)

* 1. 申立書の写し １通
	2. 甲号証写し 各１通
	3. 証拠説明書 ●通

（別紙）当事者目録

〒●

 申立人 ●

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

 申立人手続代理人弁護士 ●

アメリカ合衆国８９７０１、ネバダ州、カーソン・シティ、サウス・カーソン・ストリート７０１、ＳＴＥ２００

 相手方 X Corp.

 上記代表者（日本における代表者） 多田　光毅

（送付先）

〒１００－６００４　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号霞が関ビル４階

隼あすか法律事務所

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

 相手方手続代理人弁護士 ●[[2]](#footnote-2)

（別紙）発信者情報目録[[3]](#footnote-3)

（別紙）投稿記事目録[[4]](#footnote-4)

1. 資格証明書、委任状は本案事件で提出しているため、別途提出する必要はない。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 相手方に手続代理人が就いている段階であれば記載する [↑](#footnote-ref-2)
3. 本案の発信者情報目録と同じにする [↑](#footnote-ref-3)
4. 本案事件の投稿記事目録と同じにする [↑](#footnote-ref-4)